

## ロシア連邦大統領令

### 銀行口座（預金）に関する外貨建ての債務、及び外国機関が発行した 債券に関する債務の暫定的な履行手順について

ロシア連邦大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家及び国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」、同2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」及び同2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」に定められた措置に追加して、以下を命じる：

#### 1. 以下を定める：

a) ロシア連邦、ロシアの法人及び自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家及び（または）国際機関が、ロシアの金融機関に対し制限措置（以下、制限措置）を導入し、その結果当該金融機関が外国の金融機関と結んだ外貨建て銀行口座（預金）契約にもとづく同機関に属する外貨建て債権の行使が事実上不可能となった場合、ロシアの金融機関は：

制限措置が廃止されるまで、金融機関を含む法人または個人事業主である顧客（以下、顧客）と締結した銀行口座（預金）契約による自らの債務の履行を、本令の発効後に当該銀行口座（預金）に入金された（払込と払戻を含む）金銭についてのオペレーションの実施に係わる部分については、顧客に対するロシアの金融機関の債務が、ロシアの金融機関と外国の金融機関との間で締結された、それに関するロシアの金融機関に属する債権の行使が制限措置が導入された結果事実上不可能となったところの銀行口座（預金）による債務と同じ外貨建てのものである場合には、停止することができる；

顧客の同意があれば、外国の金融機関との間で締結した銀行口座（預金）契約にもとづく債権を、その顧客に対する自らの債務の履行として、その顧客に譲渡することができる；

b) 本項a)号第2段落に則りロシアの金融機関が銀行口座（預金）契約にもとづく自らの債務の履行を停止した場合、その停止期間中は、本令の発効後に当該銀行口座（預金）に入金された金銭には利息が加算されず、また、ロシアの金融機関による、銀行口座（預金）契約にもとづく債務の不履行または不適切な履行に対しては、それが当該金銭に関するオペレーションの実施に係わるものであれば、（損害金（罰金、違約金）や他者の金銭の利用に対する利息の加算を含む）罰則は適用されない；

c) 本項a)号を適用するにあたり、履行を停止することができるロシアの金融機関の顧客に対する債務の額、及び制限措置が導入されたことによりその行使が事実上不可能になったロシアの金融機関の外国の金融機関に対する債権の額は、ロシアの金融機関が制限措置導入日時点（その日を含む）のものとしてロシア連邦の中央銀行に提出する報告書のデータにもとづいて決められる；

d) 本項a)号第2段落に則りその履行が停止されるロシアの金融機関の顧客に対する債務額は、制限措置が導入されたことによりその行使が事実上不可能になったロシアの金融機関の外国の金融機関に対する債権額を上回ってはならない；

e) ロシアの金融機関の銀行口座契約に関する、本項a)号第2段落に定める要件に適合する債務の

額が、制限措置が導入された結果その行使が事実上不可能となったロシアの金融機関の外国の金融機関に対する債権の額を上回る場合、銀行口座契約に関するロシアの金融機関の債務の履行は、銀行口座契約に関する、本項a)号第2段落に定める要件に適合する債務の全額に占める、個々の顧客に対するロシアの金融機関の債務額の割合に比例した金額分が停止されるが、銀行預金契約に関する債務の履行は停止されない；

f) ロシアの金融機関の銀行口座契約に関する、本項a)号第2段落に定める要件に適合する債務の額が、制限措置が導入された結果その行使が事実上不可能となったロシアの金融機関の外国の金融機関に対する債権の額より少ない場合、銀行口座契約に関するロシアの金融機関の債務の履行は全額が停止されるが、銀行預金契約に関する債務については、銀行預金契約に関する、本項a)号第2段落に定める要件に適合する債務の全額に占める、個々の顧客に対するロシアの金融機関の債務額の割合に比例した金額分の履行が停止される；

g) 本項a)号第2段落に則ってロシアのある金融機関がロシアの他の金融機関に対する債務の履行を停止した場合、自らに対する債務の履行を停止された金融機関は、自らの債権と債務の金額を本項c)号に則って決定するにあたり、上記の債務履行停止を行った金融機関に対する債権を計算に入れることができる；

h) ロシアの金融機関が銀行口座（預金）契約に関する自らの債務の履行を本項a)号第2段落に則り停止した場合、本令の発効後にその銀行口座（預金）に入金された金銭については、執行令状による取り立てを行うことができない。

## 2. 以下を取り決める：

a) 外国機関が発行した外国債券（以下、ユーロ債）の所有者及びユーロ債に対する権利を行使する者（以下、ユーロ債保有者）に対する債務を履行するために、ユーロ債に係わる債務を負っているロシア法人（以下、ロシアの債務者）は、ロシア連邦中央銀行が交付する許可証（金融機関及びノンクレジット金融機関が行う債務の履行に関して）、またはロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会が交付する許可証（上記以外の債務者による債務の履行に関して）にもとづき、ロシアの金融機関に対し、一人もしくは複数のユーロ債保有者である非居住者、または属人法にもとづき有価証券に対する権利の管理と権利譲渡を行う権利を有している外国機関（以下、外国預託機関）によってそのユーロ債に対する権利が管理されている一人もしくは複数のユーロ債保有者である居住者を名義人として、ルーブル建てで、ユーロ債保有者である非居住者（その代理人）または外国預託機関によってそのユーロ債に対する権利が管理されているユーロ債保有者である居住者（その代理人）の立会なしに開設できる「D」型口座もしくは「D」型名目口座（以下、「D」型口座）を開設するための申請書を送付することができる；

b) 「D」型口座を使用したユーロ債の履行に同意する旨をロシアの債務者に対して表明したユーロ債保有者である非居住者または外国預託機関によってそのユーロ債に対する権利が管理されているユーロ債保有者である居住者に対して支払われる金銭の「D」型口座への振込は、ロシアの債務者により、その振込が行われる日のロシア連邦中央銀行の公定レートにもとづきルーブル建てで行われる；

c) 金融機関は、新たに顧客となったユーロ債保有者である非居住者または外国預託機関によってそのユーロ債に対する権利が管理されているユーロ債保有者である居住者、その代理人、受益者、実質的所有者の本人確認を、2001年8月7日付連邦法第115-FZ「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）及びテロ資金供与への対抗措置について」及び、この法律にもとづいて採択されたロシア連邦中央銀行の規準文書にしたがい、自らの手許にあり、またその時点において

入手し得る、上記の者に関する情報にもとづき、ユーロ債保有者である非居住者（その代理人）または外国預託機関によってそのユーロ債に対する権利が管理されているユーロ債保有者である居住者（その代理人）の指示による「D」型口座の最初のオペレーションが行われる前に行う；

d) ユーロ債保有者である非居住者の銀行口座に振込むための「D」型口座からの引落、「D」型口座に振込まれたルーブル建て金銭をその後指定された銀行口座に送金するための外貨への両替は、ユーロ債保有者である非居住者の申請書とその申請書に本人確認のために添付される書類にもとづいて行われる。「D」型口座の金銭の両替と引落を行うための根拠となるものは、「D」型口座が開設されている金融機関に対するロシアの債務者からの、ユーロ債保有者である非居住者の請求と支払われる金額の妥当性を確認する通知である；

e) 外国預託機関によってそのユーロ債に対する権利が管理されているユーロ債保有者である居住者の銀行口座に振込むための「D」型口座からの引落は、ユーロ債保有者である居住者の申請書とその申請書に本人確認のために添付される書類にもとづいて行われる。「D」型口座からの引落を行うための根拠となるのは、「D」型口座が開設されている金融機関に対するロシアの債務者からの、ユーロ債保有者である居住者の請求と支払われる金額の妥当性を確認する通知である；

f) 「D」型口座に振込まれたルーブル建て金銭の外貨への両替とユーロ債保有者である非居住者の銀行口座（外国の金融機関に開設された口座を含む）への送金には、ロシア連邦大統領令2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」に定める許可の取得は必要とされない；

g) 外国預託機関によってそのユーロ債に対する権利が管理されているユーロ債保有者である居住者及び外国人に対するユーロ債に関する債務のロシアの債務者による履行は、ロシア連邦大統領令2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第1項に示された場合を除き、ロシアの債務者が当該債務の存在とその金額を確認する情報（書類）と送金先となりうる銀行口座の情報を入手していることを条件に、ルーブル建て金銭をロシアの金融機関に開設されている彼らの銀行口座に振り込むことによって行うことができる。

3. 外国の政府及び国際機関が規制措置導入を伴う非友好的行動を行った結果としての外国の預託機関による自らの債務の不履行のために、受け取るべきユーロ債に関する支払い金を受け取らなかったユーロ債保有者である居住者は、自らに属する、外国の預託機関に対する債権（1996年4月22日付連邦法第39-FZ「有価証券市場について」8条の7に定める手順により債務が履行される債権を含む）を、2022年3月5日付大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第11項に則り交付される許可書にもとづき、またロシアの預託機関（証券集中保管機関）によりその債権と債務の存在が確認されることを条件に、自らの債権者である外国の法人もしくは自然人に、その債権者に対する債務の履行のために譲与、あるいは別の形で譲渡することができるものと定める。

4. 2003年12月10日付連邦法第173-FZ「外貨規制及び外貨管理について」が改正されるまで：

a) ロシア大統領令2022年7月5日付第430号「対外貿易活動参加者である居住者による外国通貨及びロシア連邦通貨の本国引き揚げについて」を実行するにあたり、上記連邦法（第173-FZ号）第9条第1項第12号に定める、居住者である自然人による外国通貨の送金に対する金額制限は適用されない；

b) 対外貿易活動を実施するに際し、また（あるいは）ロシアの法人と個人事業主が貸付や借款の返済を行うに際し、上記連邦法（第173-FZ号）第14条第2項第1段落の要求（決済の必須様式関す

る要求の遵守についての部分)、同第19条の第1及び2項の要求は適用されない;

c) 他のロシア連邦大統領令に別段の定めがない限り、対外貿易活動を営むに際し、また(あるいは)貸付や借款の返済を行うに際し、ロシアの法人と個人事業主は、ロシア連邦政府がロシア連邦中央銀行の同意を得て定める場合を除き、非居住者に対する自らの債権と同人に対する自らの債務を相殺する、または非居住者の債務を新規の債務で置き換えることができる。

5. 「D」型口座の運用条件は、ロシア連邦中央銀行理事会が定める。

6. ロシア連邦中央銀行理事会に対し、制限措置が科されたロシアの金融機関が外貨送金を行う際にそのロシア金融機関が顧客から徴収する手数料の最大額を決定する権限を与える。

7. ロシア連邦中央銀行理事会が本令にもとづき採択する決定は、2002年7月10日付連邦法第86-FZ「ロシア連邦中央銀行(ロシア銀行)について」第7条に則り、公表されなければならない。

8. ロシア連邦中央銀行に、本令を適用するにあたっての諸問題に関する公式な説明を行う権限を与える。

9. 本大統領令第1項の規定は、本令の発効後にロシアの金融機関に制限措置が科された場合に適用される。

10. 本令第1項により規制される諸関係には、ロシア連邦大統領令2022年3月18日付第126号「ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について」第5項の規定は適用されない。

11. 本令第2項により規制される諸関係には、ロシア連邦大統領令2022年7月5日付第430号「対外経済活動参加者である居住者による外国通貨及びロシア連邦通貨の本国引き揚げについて」第6項の要求が適用される。

12. 本令はそれが交付された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年8月8日

第529号